

美里町木造住宅耐震改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、木造既存住宅の地震被害の軽減を図るため、町内の木造既存住宅の耐震改修を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和58年規則第4号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

耐震診断 美里町木造住宅耐震診断補助金交付要綱（平成23年告示第70号。以下「耐震診断要綱」という。）第2条に規定する耐震診断をいう。

耐震改修 震災時の建築物倒壊による被害の軽減を図るために行う次に掲げる住宅の改修をいう。

ア 一般耐震改修 耐震診断による上部構造評点（財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定めるもの。以下同じ。）が、1.0未満と診断された建築物について、上部構造評点が1.0以上となるように補強を行う耐震改修

イ 簡易耐震改修 耐震診断による上部構造評点が、1.0未満と診断された建築物について、当該建築物が倒壊しても安全な空間が確保できる耐震シェルターの設置を行う耐震改修

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、耐震診断要綱第3条に規定する建築物であって、耐震診断による上部構造評点が1.0未満と診断されたものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象建築物に現に居住し、町税等を滞納していない者（居住者と所有者が異なる場合は、当該所有者も含む。）とする。

(補助の対象となる耐震改修)

第5条 補助金の交付の対象となる耐震改修は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

上部構造評点が1.0以上となるよう改修する設計（以下「耐震改修設計」という。）は、耐震診断要綱第2条に規定する建築士（以下「建築士」という。）が行うものであること。

耐震改修の設計図は、耐震診断要綱第2条に規定する木造耐震診断に基づ

いて、耐震改修の実施後の耐震診断で所定の構造強度が得られることを確認したものであること。

耐震改修設計に基づく工事（以下「耐震改修工事」という。）の工事監理及び現場検査は、耐震改修の設計図に基づき、建築士が行うものであること。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、耐震改修設計及び耐震改修工事又は耐震シェルター設置に要する費用とする。

（補助金の交付額）

第7条 一般耐震改修に係る補助金の交付額は、次に掲げる額の合計額とする。

耐震改修に要した費用の2分の1に相当する額（1,000円未満切捨て）とし、20万円を限度とする。

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税の特別控除の額

2 町長は、一般耐震改修に係る補助金の交付に当たっては、前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

3 簡易耐震改修に係る補助金の交付額は、簡易耐震改修に要した費用の2分の1に相当する額（1,000円未満切捨て）とし、20万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修を実施する前に、美里町木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

建築士が作成した耐震診断報告書及び関係図面

耐震改修工事の見積書の写し（耐震改修に係る部分の見積額がわかるものに限る。）

申請者と所有者が異なる場合は、耐震改修工事を行うことについて当該所有者の同意があることを証する書類

その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第9条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、美里町木造住宅耐震改修補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があるときは、当該補助金の交付決定に条件を付することができる。

3 第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、やむを得ない理由により耐震改修を取りやめるときは、速やかに美里町木造住宅耐震改修取りやめ届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、第1項に定める交付の可否の決定がなかったものとする。

(耐震改修設計の届出書)

第10条 交付決定者は、耐震改修設計が完了したときは、工事着手する前に、速やかに美里町木造住宅耐震改修設計(変更)届(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。耐震改修設計の内容の変更等により届出の内容に変更が生じたときも、同様とする。

耐震改修設計図

耐震改修実施後の耐震診断書(簡易耐震改修は除く。)

耐震改修工事の費用の内訳書(様式第5号)

その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する届出の内容を審査し、及び必要な調査を行い、当該届出に係る耐震改修設計が適切に行われていないと認める場合には、当該耐震設計が適切に行われるように交付決定者に指導するものとする。

(耐震改修工事の着手)

第11条 交付決定者は、耐震改修工事に着手するときは、速やかに美里町木造住宅耐震改修工事着手届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(耐震改修工事の完了報告)

第12条 交付決定者は、補助金の交付の対象となる耐震改修工事が完了したときは、速やかに美里町木造住宅耐震改修工事完了報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

耐震改修設計及び耐震改修工事の契約書の写し

耐震改修設計及び耐震改修工事の費用内訳書

建築士による工事監理及び現場検査の報告書

耐震改修工事の施工前、施工中及び施工後における実施個所の写真

その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定)

第13条 町長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正に耐震改修が行われたと認めるときは、補助金の交付額を確定し、美里町木造住宅耐震改修補助金交付額確定通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日までに、美里町木造住宅耐震改修補助金交付請求書(様式第9号)により補助金の交付を町長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付請求があったときは、交付決定者に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付額確定の取消し)

第16条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付額確定を取り消すことができる。

虚偽その他の不正行為により補助金の交付を受けたとき。

補助金を他の用途に使用したとき。

補助事業に関して補助金の交付額確定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取り消しをした場合については、美里町木造住宅耐震改修補助金交付額確定取消通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 町長は、前条の規定により、補助金の交付額確定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、美里町木造住宅耐震改修補助金返還請求書(様式第11号)により、既に補助した額を返還させることができる。

(状況調査等)

第18条 町長は、必要に応じ、申請者又は交付決定者の町税及び料金の納付状況及び当該住宅の利用状況が第4条の規定に該当するか確認のための調査をすることができる。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 8 条関係）

美里町木造住宅耐震改修補助金交付申請書

年 月 日

美里町長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

美里町木造住宅耐震改修補助金交付要綱第 8 条の規定により、補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

記

補助対象建築物の所在地		美里町
所有者	住所	
	氏名	
用途		一戸建住宅 併用住宅（居住部分 店舗等）
構造		木造在来軸組工法 木造枠組壁工法
規模		地上 階 延床面積 平方メートル
建築完了年月日		年 月 日
耐震診断総合評点		上部構造評点のうち最小の値（ ）
耐震改修種別		一般耐震改修 簡易耐震改修
耐震診断者	建築士事務所	建築事務所名 （一級・二級・木造）建築士事務所 （ ）知事登録第 号 所在地 電話番号
	建築士	氏名 資格（一級・二級・木造）建築士 （ ）登録第 号

〔添付書類〕

建築士が作成した耐震診断報告書及び関係図面

耐震改修工事の見積書の写し（耐震改修に係る部分の見積額がわかるものに限る）

申請者と所有者が異なる場合は、耐震改修工事を行うことについて当該所有者の同意があることを証する書類

その他町長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 9 条関係）

美里町木造住宅耐震改修補助金交付・不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

美里町長 印

年 月 日付けで申請のあった美里町木造住宅耐震改修補助金の交付については、美里町木造住宅耐震改修補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 交付決定する

交付予定額 金 _____ 円

ア 一般耐震改修 耐震改修に要した費用の 2 分の 1 に相当する額
(1, 0 0 0 円未満切捨て) とし、2 0 万円を限度

イ 簡易耐震改修 簡易耐震改修に要した費用の 2 分の 1 に相当する額
(1, 0 0 0 円未満切捨て) とし、2 0 万円を限度

補助金交付時期 耐震改修が完了し、補助金の額の確定後に交付する。

2. 交付決定しない

(理由)

(注) 補助金交付予定額は、耐震改修費用の確定により変更する場合があります。

様式第 3 号（第 9 条関係）

美里町木造住宅耐震改修取りやめ届

第 号
年 月 日

美里町長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた耐震改修については、取りやめたいので、美里町木造住宅耐震改修補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり届け出します。

記

1 . 補助対象建築物の所在地

2 . 理由

様式第4号（第10条関係）

美里町木造住宅耐震改修設計（変更）届

年 月 日

美里町長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた耐震改修については、耐震改修設計（変更）が完了したので、美里町木造住宅耐震改修補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり届け出します。

記

設 計 者	建築士事務所	建築事務所名 (一級・二級・木造)建築士事務所 ()知事登録第 号 所在地 電話番号
	建築士	氏名 資格(一級・二級・木造)建築士 ()登録第 号
工事施行(予定)者		氏名(商号又は名称及び代表者) 建設業許可番号 大臣・()知事 第 号 所在地 電話番号
工事予定期間		年 月 日から 年 月 日 まで

〔添付書類〕

耐震改修設計図

耐震改修実施後の耐震診断書(簡易耐震改修は除く。)

耐震改修工事の費用の内訳書(様式第5号)

その他町長が必要と認める書類

美里町木造住宅耐震改修工事着手届

年 月 日

美里町長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた耐震改修工事については、下記のとおり着手するので、美里町木造住宅耐震改修補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、下記のとおり届け出します。

記

補助対象建築物 の所在地	美里町
工 事 期 間	工事着手 年 月 日 完了予定 年 月 日
工 事 施 行 者	氏 名（名称及び代表者） 建設業許可番号 大臣・（ ）知事 第 号 所在地 電話番号
工 事 管 理 者	建築事務所名 （一級・二級・木造）建築事務所 （ ）知事登録第 号 所在地 電話番号 氏 名 資格（一級・二級・木造）建築士（ ）登録 第 号

様式第7号（第12条関係）

美里町木造住宅耐震改修工事完了報告書

年 月 日

美里町長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた耐震改修工事が完了したので、美里町木造住宅耐震改修補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

耐震改修工事完了日		年 月 日
工 事 費	総額（耐震改修以外の部分を含む。）	金 円
	耐震改修にかかる部分	金 円（A）
設 計 費	総額（耐震改修以外の部分を含む。）	金 円
	耐震改修に係る部分	金 円（B）
耐震改修に要した費用		金 円 (A + B)

〔添付書類〕

- 耐震改修設計及び耐震改修工事の契約書の写し
- 耐震改修設計及び耐震改修工事の費用内訳書
- 建築士による工事監理及び現場検査の報告書
- 耐震改修工事の施工前、施工中及び施工後における実施個所の写真
- その他町長が必要と認める書類

様式第 8 号（第 1 3 条関係）

美里町木造住宅耐震改修補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

美里町長 印

年 月 日付けで完了報告のありました耐震改修について、審査の結果、下記のとおり確定しましたので、美里町木造住宅耐震改修補助金交付要綱第 1 3 条の規定により通知します。

記

1 . 補助対象建築物の所在地

2 . 補助金交付確定額 金 _____ 円

美里町木造住宅耐震改修補助金交付請求書

年 月 日

美里町長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

美里町木造住宅耐震改修補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1. 交付請求額

金 _____ 円

2. 振込先(交付決定者本人名義の口座に限ります。)

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農 協	本店 支店 支所 出張所
	口座の種別	普通・当座	
	口座番号		
	(フリガナ)		
	口座名義人		

美里町木造住宅耐震改修補助金交付額確定取消通知書

第 号
年 月 日

様

美里町長 印

年 月 日付け 第 号で交付額の確定をした美里町木造住宅耐震改修補助金について、下記により交付額確定を取り消しましたので、美里町木造住宅耐震改修補助金交付要綱第 16 条の規定により通知します。

記

1 . 取消理由

虚偽その他の不正行為により補助金の交付を受けたため
補助金を他の用途に使用したため
補助事業に関して補助金の交付額確定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したため

2 . 取り消す交付決定の内容

交付決定年月日 年 月 日 第 号
補助金交付確定額 金 _____ 円

様式第 1 1 号 (第 1 7 条関係)

美里町木造住宅耐震改修補助金返還請求書

第 号
年 月 日

様

美里町長 印

年 月 日付け 第 号で交付額確定を取り消した補助金については、美里町木造住宅耐震改修補助金交付要綱第 1 7 条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

1 . 返還金額 金 _____ 円

2 . 返還期限 年 月 日

3 . 返還方法

4 . 返還事由